

地球温暖化対策の推進に関する法律の 改正への対応について

令和 4 年 7 月 5 日

京都府環境管理課

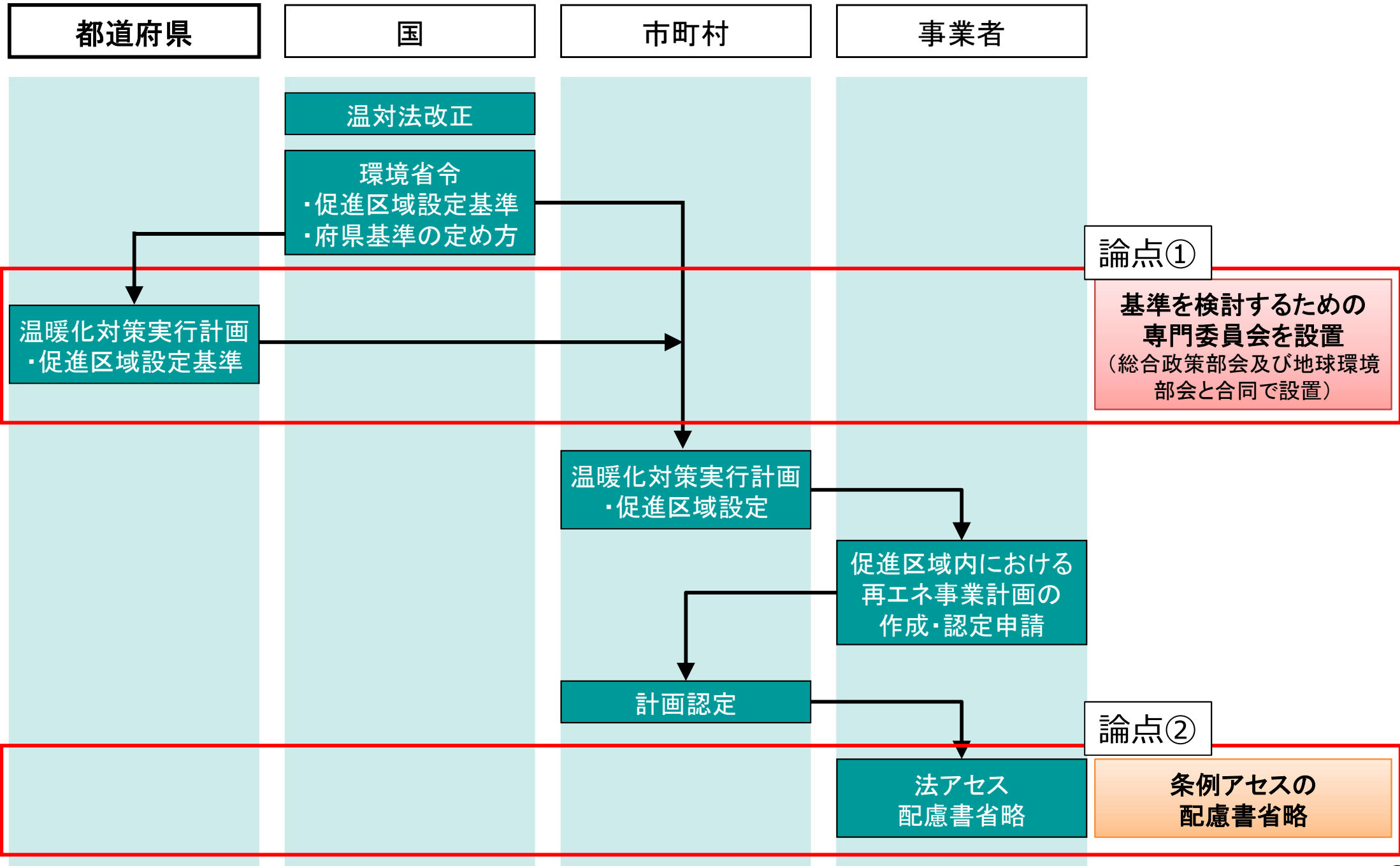
地球温暖化対策の推進に関する法律の改正概要

- 本年4月施行の改正温対法では、脱炭素社会の実現に向け、市町村が再エネ事業の「促進区域」を設定可能とする制度を措置。
- 促進区域は、国が定める基準のほか、都道府県が基準を定めている場合には、当該基準に従い、市町村が設定。
- 促進区域内で行われる「地域脱炭素化促進事業（再エネ設備等の設置事業）」は、市町村の計画認定を受けることが可能であり、認定を受けた事業は、環境影響評価法に基づく環境アセスメント（以下「法アセス」）の配慮書の手続省略等の特例措置の対象※となる。

※法アセスの配慮書手続の省略は、都道府県基準が設定されている場合に限る。

- 本特例措置の創設を受け、次頁の2つの論点について、御審議いただきたい。

配慮書手続の省略スキームと御審議いただきたい論点



論点① 基準を検討するための専門委員会の設置

- 都道府県基準は、再エネの導入目標の達成に向け、その導入に当たって望ましい立地や環境配慮の考え方について、個別の事業計画の立案段階に先立ち、上位計画の段階で政策方針として明確にするもの（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）。
- 同基準に基づいて設定された促進区域内では、法アセスの配慮書手続が省略されることから、重大な環境影響の回避が確保できる基準とする必要があり、再エネ導入拡大と環境配慮のバランスの取れた基準とする必要がある。
- そのため、京都府環境審議会運営要領に基づき、以下の環境影響評価の専門家及び再エネ促進の専門家の双方で構成される専門委員会を設置し、議論することとしてはどうか。

※都道府県基準は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画に定めることとされており、本計画自体は総合政策・地球環境部会が所掌しているが、上述の重要性から、環境管理部会としても検討に参画するもの。

<専門委員会 委員構成案(専門分野)>

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ◆ 環境地盤工学 | ◆ 環境経済学 |
| ◆ 水質、地盤沈下、
土壌汚染 | ◆ 環境政策学 |
| ◆ 動物 | ◆ 地球温暖化対策 |
| ◆ 植物 | ◆ 再エネ事業
(太陽光発電業界団体) |
| ◆ 景観 | ◆ 再エネ事業
(風力発電業界団体) |

<スケジュール案>

2022年

- 7月 環境審議会 会長への諮問
→ 3部会へ付議、第1回部会開催
→ 専門委員会を設置

7～8月 専門委員会による審議

10月 部会開催（中間案審議）

12月 京都府議会 12月定例会（中間案報告）

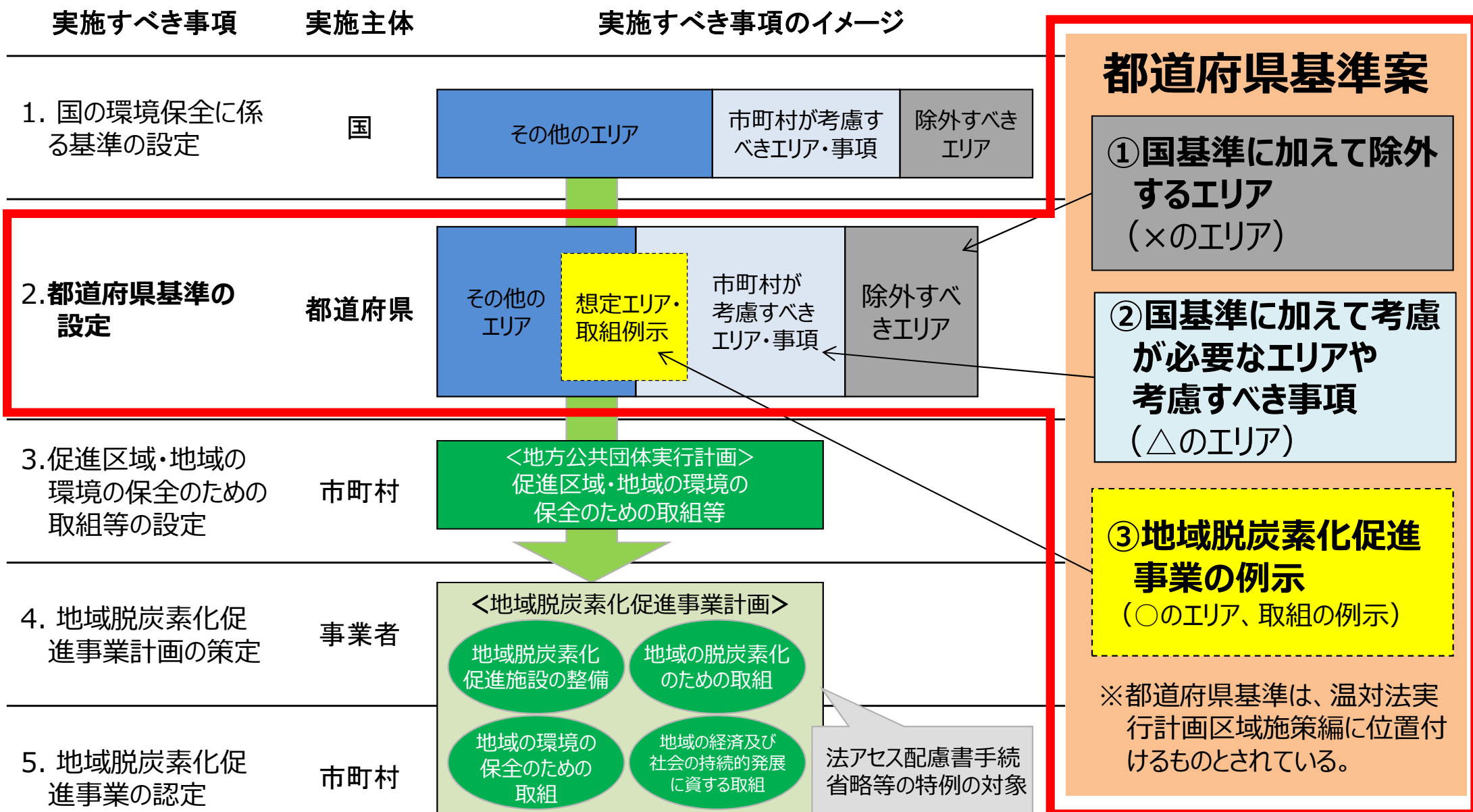
2023年

- ～1月 パブリックコメント
環境審議会答申

2月 京都府議会 2月定例会（最終案上程）

(参考) 促進区域の設定について

- 促進区域の設定は以下のスキームによる再エネのゾーニングの仕組み。



(参考) 都道府県基準の具体例 (大規模太陽光発電)

- 環境省が作成した大規模太陽光発電に係る都道府県基準の具体例

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地・急傾斜地崩壊危険地区 ・地すべり防止区域 ・〇〇保安林 ・△△保安林 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・A県自然環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国立/国定公園区域 ・A県立自然公園の特別地域 ・風致地区 ・歴史的風土保存区域及び特別保存地域 ・文化財(史跡、名勝、天然記念物) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ・自然公園法、A県条例 ・都市計画法 ・古都における歴史的風土との保全に関する特別措置法 ・文化財保護法

(参考) 都道府県基準の具体例 (大規模風力発電)

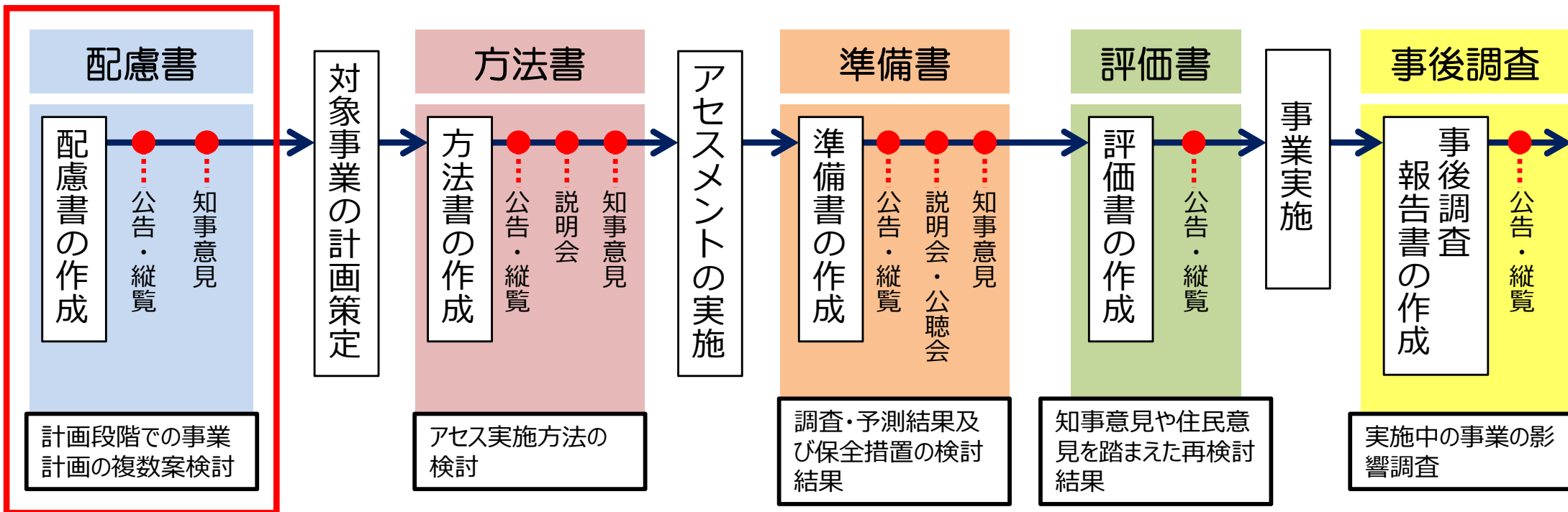
- 環境省が作成した大規模風力発電に係る都道府県基準の具体例

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	・A県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	・A県水源地保護条例
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険地区 ・地すべり防止区域 ・△△保安林 ・□□保安林 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・A県自然環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国立/国定公園区域 ・A県立自然公園の特別地域 ・風致地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ・自然公園法、A県条例 ・都市計画法
その他A県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法

論点② 府条例アセスの配慮書手続の省略

- 促進区域内で行われる市町村の計画認定を受けた事業については、改正温対法に基づき、法アセスの配慮書手続が省略されるところ、同条件を満たす事業に係る条例アセスの配慮書手続をどのように扱うべきか。
- 条例アセス対象事業は、法アセス対象事業に比較して、一般的に事業規模が小さく、環境影響も小さいと考えられるため、論点①の都道府県基準について、重大な環境影響の回避が確保される基準が定められることを前提にすれば、法アセス同様に条例アセスの配慮書手続は、省略することが妥当ではないか。

○条例アセスの流れ



(参考) 法アセスと条例アセスの対象事業規模の違い

	法アセス対象事業		府条例アセス対象事業	
	第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要か個別に判断する事業)	第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要か個別に判断する事業)
太陽光発電	出力4万kW以上 (造成面積の目安は100ha)	出力3万～4万kW (造成面積の目安は75～100ha)	造成面積75ha以上	造成面積50～75ha
風力発電	出力5万kW以上	出力3.75万～5万kW	出力1,500kW以上	—

※ 府条例では、太陽光発電の環境アセスの要否について、出力値ではなく、造成面積で判定することとされている。